Contents（目次）

●令和４年度水道事業会計決算 1
●令和４年度に実施した主な事業 2
●災害に備えて　災害に強い施設整備・災害時の応急給水 3
●水道小話～水道水うがいで風邪予防～ 3
●水道局からのお願い 4



鳥取市 No.73
水道局だより
2023.11.1
編　集　鳥取市水道局経営企画課広報係
電　話　0857−53−7811（代）
　　0857−53−7953（直）
ファクシミリ　0857−53−7802
鳥取市水道局ホームページ
https://www.water.tottori.tottori.jp/

連絡先

国安庁舎
電　話…0857-53-7811
ファクシミリ…0857-53-7802
南地域水道事務所
電　話…0858-76-3118
ファクシミリ…0858-85-0672
西地域水道事務所
電　話…0857-85-2526
ファクシミリ…0857-85-1819

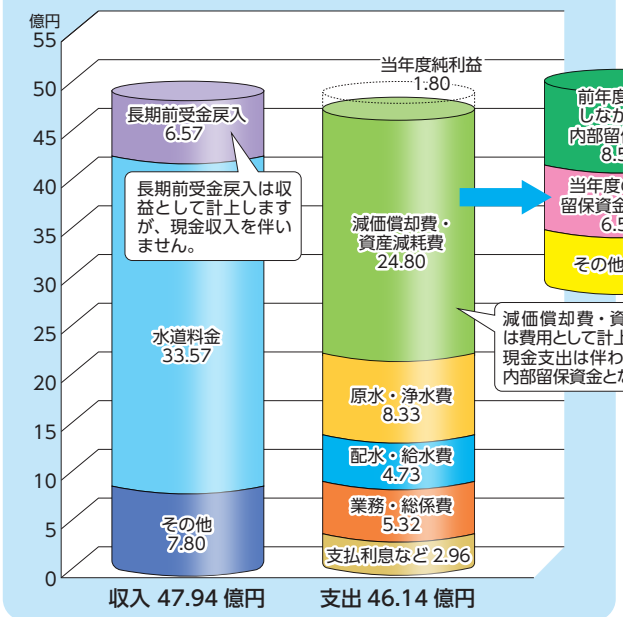
令和４年度 水道事業会計決算

令和４年度水道事業会計の決算は、令和５年９月定例市議会で認定されました。

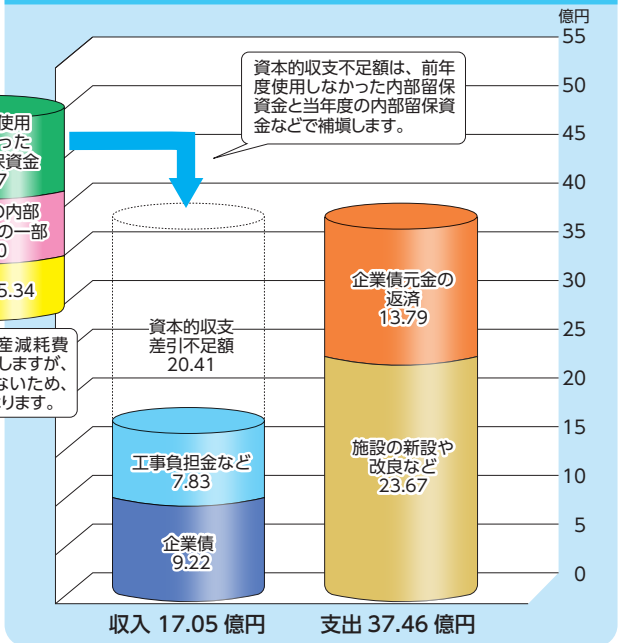
事業の運営や施設の管理に関わる「収益的収支」は、約1億8000万円の純利益を計上しました。施設の新設や改良に関わる「資本的収支」では、約20億4100万円の不足額を内部留保資金などで補塡し、事業を実施しました。

決算の内訳　水道事業の会計は、収益的収支と資本的収支とに区分されます。

●収益的収支
事業の運営や施設の管理に関わる収支です。



●資本的収支
施設の新設や改良に関わる収支です。



令和４年度に実施した主な事業については、次ページで詳しく紹介しています。

収益的収支の用語

◆**長期前受金戻入**：施設の新設や改良をする際に交付を受けた補助金等の減価償却費相当分を収益として計上したもの。
◆**減価償却費**：施設の新設や改良に支払ったお金を、定められた耐用年数に応じて毎年費用化したもので、この費用は内部留保資金となり、企業債元金の返済と施設の新設や改良をするための資金になります。◆**資産減耗費**：施設を廃棄する場合、減価償却後の残存価格を費用として計上したもの。◆**原水・浄水費**：原水（天然の水）を水道水にするための費用。
◆**配水・給水費**：お客さまの所まで水道水を送るための費用。◆**業務・総係費**：水道メーターの計量、料金の徴収、窓口サービスなどの費用。◆**支払利息**：企業債（借入金）の利息。

資本的収支の用語

◆**企業債**：施設の新設や改良をするための借入金。地方公営企業の場合、施設整備の資金は主に企業債で調達します。借入金は一定の期間（数年～数十年）で返済していきます。

令和４年度 水道事業会計決算

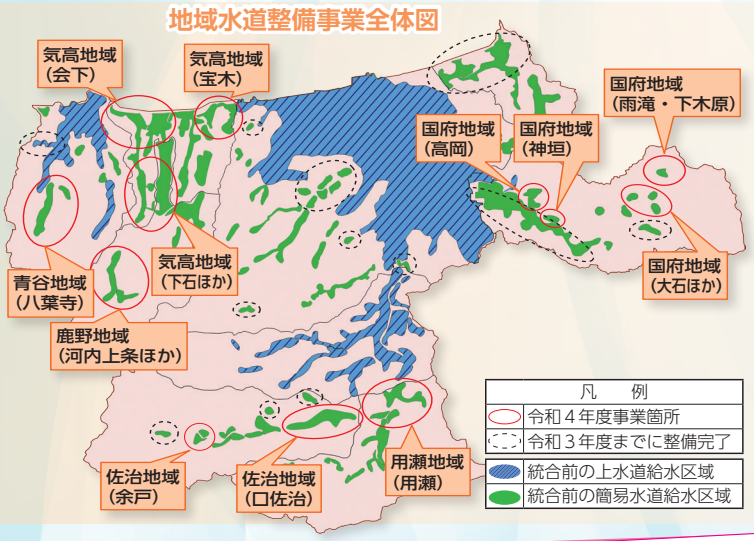
実施した主な事業

配水施設整備事業
（事業費：３億7027万円）

安定給水の確保や効率的な水運用、重要管路の耐震化などを行う事業です。

基幹管路である徳尾配水池系送水管の耐震化に継続して取り組むとともに、河原地域において、江山浄水場から送水するための水道管の布設やポンプ場の造成工事などを行いました。


送水管の布設替え工事（菖蒲地内）



地域水道整備事業
（事業費：6億4629万円）

統合した簡易水道給水区域の施設の統廃合や整備を行う事業です。

「地域水道整備計画」に基づき事業を進めました。

国府地域の高岡および神垣において、山崎浄水場給水区域に統合するための水道管路の整備が完了し、浄水場と配水池を廃止することで、施設の効率化を図りました。また、その他の地域においても、送配水管の布設などを行いました。

配水管等改良事業
（事業費：10億8301万円）

応急給水拠点の整備や老朽化した水道管の更新、水管橋の耐震補強などを行う事業です。

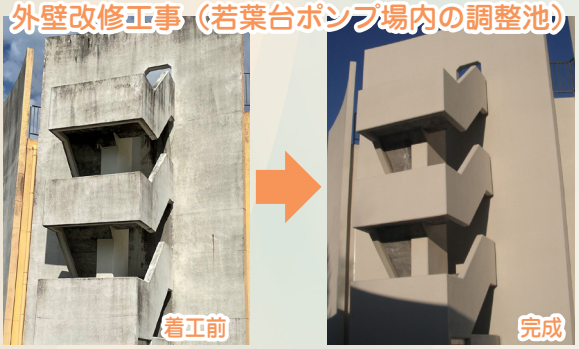
令和元年度から「震災時応急給水拠点第２次整備」を進めています。令和４年度も管路の耐震化を行い、新たに南中学校と市役所駅南庁舎の２カ所を応急給水拠点として、整備しました。

また、千代川水管橋の耐震補強工事を行いました。




千代川水管橋

外壁改修工事（若葉台ポンプ場内の調整池）



諸施設整備事業
（事業費：2億763万円）

老朽化した施設の更新や保全などを行う事業です。

江山浄水場保全のための落石対策工事や、若葉台ポンプ場内にある調整池の外壁改修を行いました。

また、遠方監視装置など、老朽化した施設の電気計装設備の更新工事などを行いました。

人口減少や節水機器の普及による水道水の需要減少に加え、浄水場やポンプ場を稼働させるための電気料金の高騰や物価高の影響もあり、水道事業経営は厳しい状況が続いています。

安全な水道水の安定供給を維持していくため、施設の老朽化対策や災害対策に継続して取り組むとともに、本市水道事業の具体的施策を定めた長期経営構想（平成27年改訂）に基づいて健全な経営に努めていきます。

問い合わせ先 総務課財務係　☎0857-53-7913

災害に備えて　災害に強い施設整備・災害時の応急給水

水道は、社会生活に必要不可欠な施設として重要な役割を果たしています。全国で地震が多発しており、また、令和５年８月の台風第７号では、記録的な雨量による災害が発生しました。

水道局では、災害が発生した場合でも断水による生活への影響を最小限に抑えるため、施設の耐震化や洪水対策を進めるとともに、飲料水の確保に必要な機材の備蓄など、応急給水活動を迅速に行うための体制強化を図っています。

24時間365日監視しています！

24時間体制で職員が運転管理のため常駐しており、災害時にも迅速に対応します。





給水に必要な電気を作ります！

停電した際、水道施設に必要な電気を供給できるよう発電装置を設置しています。

水道水の流出を防ぎます！

主な配水池に設置してある緊急遮断弁は、大きな揺れや配水池からの異常な量の水の流出を感知したとき作動し、水の流出を防ぎます。





地震に強い管路を作っています！

基幹管路および水管橋の耐震化を進めています。また古い水道管を計画的に新しい水道管に取り替えています。

災害に備え訓練しています！

災害時、応急給水をスムーズに行えるよう、水道事業体の合同防災訓練に参加するなど、災害対応能力の強化に取り組んでいます。

災害時に飲料水を供給します！

応急給水拠点は周辺地域のみなさんに飲料水を供給するとともに、避難所などへ給水車で飲料水を運ぶ拠点になります。

また、応急給水拠点が未整備の所に仮設給水タンクを設置することで給水所を増やし、災害時の応急給水を迅速にします。



水道小話　～水道水うがいで風邪予防～



おうちに帰ったらうがいを！

日常における風邪の予防には、水道水でうがいすることが効果的です。

風邪の高い予防効果が得られる理由として、風邪のウイルスなどだけではなく、ウイルスにかかりやすくするプロテアーゼという物質も水道水によるうがいによって洗い流されることに加え、水道水に含まれる塩素が殺菌等の効果を発揮するからだと考えられています。

ウイルスは喉に付着し、呼吸とともに体に入っていきます。喉や口の中が乾いているとウイルスが活発になり、感染の危険性が高まります。そのため、うがいによって喉全体を水で湿らせることも予防になります。

京都大学環境安全保健機構の研究では、水道水でのうがいだけで風邪の発症を40％抑えるという検証結果が出ています。

※医師の診断でうがい薬を処方された場合は、医師の指示に従ってください。



うがい以外にも、手洗いや、加湿器などを活用した乾燥対策、こまめな水分補給も風邪の予防に効果的だよ。

手洗いはせっけんを使わない場合でも、水道水で15秒水洗いするだけでウイルスの数を約１％まで減らせるんだってー。

水道局からのお願い

― 水道メーターの検針にご協力を ―

水道料金を算定するため、検針員が2カ月ごとに各ご家庭に伺い、水道メーターを検針しています。水道メーターの設置場所によっては、敷地内に立ち入っての作業となります。

水道メーターは、漏水の点検にも役立つ大切な計器です。いつでも見やすい状態にしておくように、ご協力をお願いします。

●メーターボックス周辺に草木があるときは、除草やせん定をしてください。
●メーターボックスの上や付近には植木鉢などの物を置かないようにしてください。特に、車のタイヤが乗っている場合はメーターの取り替えや検針が不可能になります。お気を付けください。
●飼い犬などのペットは、敷地の出入口やメーターボックスから離れた位置につないでおいてください。
●メーターボックスの中に水や泥が入らないようにしてください。

※増改築などにより、メーターボックスの位置や高さが変わる場合は事前に水道局へご相談ください。
連絡先：給水維持課給水係（電話：0857-53-7934）



― 漏水の早期発見、早期修繕を ―

道路に埋設している水道管から分岐して、宅地に引き込まれた水道管と、これに直結している蛇口、トイレ、温水器などの器具を給水装置といいます。給水装置は、経年劣化などにより漏水が発生する場合があります。

漏水量が多いと、蛇口から水が出にくくなるだけでなく、水道料金が高額になります。給水装置の維持管理はお客さまが行うこととなっています。日頃から点検をお願いします。

①日常の点検

水まわりから水が漏れていないか、内壁の一部に染みがないか、敷地の一部に水たまりがないかなど日頃から点検しましょう。

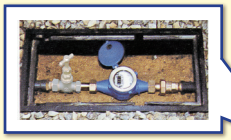




②水道メーターで点検

蛇口を全部閉めて、メーターボックス内にある水道メーターを確認してください。パイロットが回転していれば、どこかで漏水している可能性があります。

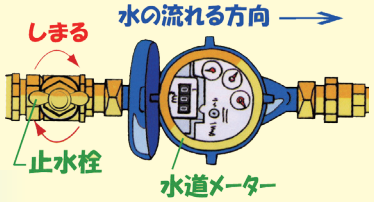






③漏水していたら

応急処置として、メーターボックス内にある止水栓を時計回りに操作すれば水を止めることができます。また、止水栓の効き具合は日頃から確認しておきましょう。



漏水箇所が分かる場合 → 給水装置の修理

給水装置の修理は、指定給水装置工事事業者に直接申し込んでください。

― 水道工事や給水装置の修理は指定給水装置工事事業者で ―

ご家庭の水道工事や給水装置の修理は、水質の安全性を確保するため、水道局の指定を受けた「指定給水装置工事事業者」でなければ行うことができません。ただし、蛇口のパッキン交換などの軽微な修理は、指定給水装置工事事業者以外で行っても差し支えありません。修理費用は、お客さまの負担となります。

指定給水工事事業者一覧は水道局ウェブサイトに掲載しています。

漏水箇所が分からない場合 → 漏水調査の依頼

水道局にご相談ください。調査は、水道局が委託した業者が事前に日程を調整し、行います。調査は無料です。

漏水調査の申し込み
料金課料金係：0857-53-7922
南地域水道事務所：0858-76-3118
西地域水道事務所：0857-85-2526